

案

沖縄県生産性向上・職場環境整備等支援事業事務局業務委託契約書

（以下「乙」という。）は、沖縄県生産性向上・職場環境整備等支援事業事務局業務の業務委託について次の条項により契約を締結する。

(委託事業)

第1条 甲は、沖縄県生産性向上・職場環境整備等支援事業事務局業務（以下「委託事業」という。）の実施を委託し、乙はこれを受託する。

(委託業務の方法)

第2条 乙は、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、委託事業を実施しなければならない。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

(実施計画書)

第3条 乙は、仕様書に基づき、様式第1号により次に掲げる内容を含む実施計画書を契約締結の日から14日以内に甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容
- (2) 事業の実施方法
- (3) 事業の実施体制
- (4) 事業工程（実施スケジュール）

2 乙は、この承認を得た実施計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。

(委託事業の期間)

第4条 委託事業及び契約の期間は、契約締結の日から令和8年2月27日までとする。

(委託料)

第5条 甲は、委託業務に対する委託料として金●●●●●●円（内、取引に係る消費税及び地方消費税額は●●●●円とする）を乙に支払うものとする。

(注)「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

(補助金等の決定)

第6条 甲は速やかに支払決定に係る審査を行うとともに支払決定をし、その後、支払決定事業者及び交付額の一覧を乙に送付する。

(事業者等への支払)

第7条 乙は、前条の報告を受けたときは、速やかに甲に当該医療機関への支払いに

必要な情報を提出するものとする。

(進捗状況の報告等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託事業の進捗状況について報告を求め、必要な指示をするものとする。

(甲による委託事業内容の変更)

第9条 甲は、必要があるときは、委託事業内容を変更し、又は事業を一時中止させることができる。この場合において、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(計画変更の承認)

第10条 乙は、仕様書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、あらかじめ様式第2号による変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。

(1) 変更に係る内容が軽微なものである場合（経費区分間の20%以内の流用）、なお、委託料経費区分は、別表のとおりとする。

(2) 天変地異やその他やむを得ない事由により、委託した事業を変更しなければならない場合

2 甲は、前項に定める事項の変更を承認するときは、条件を付すことができる。

(危険負担)

第11条 委託事業の実施において、乙の責めに帰すべき理由により生じたものについては、乙の負担とする。その他必要があるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(事業完了報告)

第12条 乙は、委託事業が完了した日に、甲に対し様式第3号による委託事業完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託事業完了報告書の提出を受けたときは、速やかに事業完了の確認、検査を行うものとする。

3 乙は、前項の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で委託事業の期間内に補正して、甲の確認、検査を受けなければならない。この場合における甲の確認、検査については前2項の規定を準用する。

(委託料の確定)

第13条 甲は、前条の規定による報告を受け検査し、本契約の内容に適合するものであると認められるときは、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

2 甲は、前項の委託料の額を確定した場合において、既にその額を超える委託料が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委託料の支払い)

第 14 条 乙は、前条第 1 項の規定による通知を受けたときは、速やかに請求書を甲に提出するものとし、甲は当該請求書の提出を受けた日から 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

2 甲は乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託料の金額の 9 割を限度として概算払いをすることができる。

3 乙は、前項の概算払いをするときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。甲は当該請求書の提出を受けた日から 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

4 甲は、確定した委託料の額が、乙に概算払いした委託料を下回ったときは、乙に対し、期限を定めて返還を命じるものとする。

5 甲は、乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した延滞金を徴収できるものとする。

(契約保証金)

第 15 条 契約保証金は、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項第 7 号の規定に基づき免除する。

(委託事業の中止)

第 16 条 乙は、天変地異その他やむを得ない事由により委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託事業の中止（廃止）申請書を甲に提出し、甲と協議のうえ契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約を解除したときは、委託料の精算をするものとする。

(解除権及び違約金)

第 17 条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

(1) この契約条項に違反したとき。

(2) 詐欺その他不正の行為を行ったとき。

2 当事者は、前項に定める場合のほか、契約の解除を必要とするときは、相手方と協議のうえこの契約を解除することができる。

3 第 1 項の規定による契約解除の場合には、違反当事者は相手方に対し、契約違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を納付しなければならない。また、甲は、すでに支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

4 甲は、第 2 項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損害を負担するものとする。この場合の損害額は、甲乙協議して決める。

5 甲は、乙の責により、委託事業期間内に業務が完了しない場合は、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定めら

案

れた率の割合で計算した額の違約金を徴することができるものとする。

（秘密の保持）

第 18 条 乙は、業務の処理上知り得た相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記に定める規定に従うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 19 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の制限）

第 20 条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 乙は、指名停止措置を受けている者、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に該当する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に該当する団体をいう。以下同じ。）と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、様式第 4 号による再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

6 乙が第 1 項から第 4 項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は損害賠償責任を負わないものとする。

（再委託変更の承認）

第 21 条 乙は、前条第 4 項、前段の規定により甲の承認を受けた再委託の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第 5 号による再委託変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（契約解除）

第 22 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（1） 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその

者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員であるとき。

- （２） 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（下請契約等に関する契約解除）

第 23 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次に渡るときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約に相手方をいう。以下同じ。）が排除対象者（前条各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は乙が、下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第 24 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（労働関係法令の遵守及び調査）

第 25 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（帳簿の整備及び保存）

第 26 条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

案

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前2項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第27条 本契約において、計画期間途中において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(疑義の決定)

第28条 前各条のほか、本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第29条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する管轄裁判所とする。

(知的財産権の帰属)

第30条 委託業務により得られた特許権、実用新案権、意匠権及びプログラム等の著作物の著作権（以下、「知的財産権」という。）については、乙に帰属するものとする。ただし、乙は、甲が公共の利益のために必要があるとしてその理由を明らかにして知的財産権を利用する権利を求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を甲に許諾するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年●月●日

甲 住所：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
氏名：沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住所：
氏名：

案

別表

(単位：円)

経 費 区 分	金 額	備 考
I. 人件費	円	
II. 事業費	円	
補助人件費	円	
需用費 (消耗品費、印刷製本費、事務用品費)	円	
役務費 (郵送料、電話料金等)	円	
III. 再委託料	円	
IV. 一般管理費	円	
V. 消費税及び地方消費税 (I + II + III + IV) × 10/100	円	
合計 (I + II + III + IV + V)	円	

※経費区分ごとに 20%を超えて経費の変更をする場合は委託者の承認を受けるものとする。

案

様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係）

番号

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

名称

代表者名

沖縄県生産性向上・職場環境整備等支援事業事務局業務に係る実施計画書

令和 年 月 日付けで締結した沖縄県生産性向上・職場環境整備等支援事業事務局業務委託業務に関する委託契約第 3 条第 1 項の規定に基づき、実施計画について下記のとおり申請します。

記

- 1 事業内容
- 2 事業の実施方法
- 3 事業の実施体制
- 4 事業工程（実施スケジュール）

案

様式第 2 号（第 10 条第 1 項関係）

番号

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

名称

代表者名

沖縄県生産性向上・職場環境整備等支援事業事務局業務に係る計画変更の承認申請書

令和 年 月 日付けで締結した沖縄県生産性向上・職場環境整備等支援事業事務局業務委託業務に関する委託契約第 10 条第 1 項の規定に基づき、計画変更について下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が委託事業に及ぼす影響
- 4 変更後の委託事業に要する経費（新旧対比）
- 5 同上の算出方法

案

様式第 3 号（第 12 条第 1 項関係）

番号

令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

名称

代表者名

沖縄県生産性向上・職場環境整備等支援事業事務局業務に係る事業完了報告書

令和 年 月 日における沖縄県生産性向上・職場環境整備等支援事業事務局業務委託業務を終了したので、委託契約第 12 条第 1 項の規定に基づき、関係資料を添えて報告します。

記

- 1 委託事業の事業実績
 - （1）委託事業の内容、成果
 - （2）委託業務収支報告書
- 2 事業終了年月日

案

様式第 4 号（第 20 条第 4 項関係）

再 委 託 承 認 申 請 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
企業名
代表者名

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契 約 件 名			
契 約 金 額	円		
契 約 年 月 日	年 月 日		
履 行 期 限	年 月 日		
再委託を予定する 業 務			
再 委 託 予 定 額	円		
再 委 託 先	企業（団体）名 代表者（職 氏名） 住所 連絡先（電話） (メール)		
再委託予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
再委託の必要性			
再委託先選定理由			
再委託先の適格性 ※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 ☐ あり ☐ なし 期間内の適正な業務履行の確保 ☐ 可 ☐ 不可 指名停止措置を受けている者 ☐ 非該当 ☐ 該当 本件契約の競争入札参加者 ☐ 非該当 ☐ 該当 暴力団員に該当する者 ☐ 非該当 ☐ 該当 暴力団と密接な関係を有する者 ☐ 非該当 ☐ 該当		

※「再委託先の適格性」について、申請者が確認のうえ図を記入すること

様式第5号（第21条関係）

再委託変更承認申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所
企業名
代表者名

以下のとおり再委託を変更する必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契 約 件 名			
契 約 金 額	円		
契 約 年 月 日	年 月 日		
履 行 期 限	年 月 日		
変更理由(必要性)			
再 委 託 業 務			
再 委 託 業 務	【変更前】		
	【変更後】		
再 委 託 額	【変更前】 円		
	【変更後】 円		
再 委 託 先	【変更前】		
	企業（団体）名		
	【変更後】		
	企業（団体）名		
	代表者（職 氏名）		
	住所		
	連絡先（電話） (メール)		
再 委 託 期 間	【変更前】年 月 日 ～ 年 月 日		
	【変更後】年 月 日 ～ 年 月 日		
再委託先の適格性 ※	業務履行に必要な人員・技術・設備等	☐ あり	☐ なし
	期間内の適正な業務履行の確保	☐ 可	☐ 不可
	指名停止措置を受けている者	☐ 非該当	☐ 該当
	本件契約の競争入札参加者	☐ 非該当	☐ 該当
	暴力団員に該当する者	☐ 非該当	☐ 該当
	暴力団と密接な関係を有する者	☐ 非該当	☐ 該当

※「再委託先の適格性」について、申請者が確認のうえ☒を記入すること。

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正管理）

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

（収集の制限）

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（事務従事者への周知）

第8 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の禁止）

第9 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りではない。

（資料等の返還等）

第10 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。

（調査）

第11 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

（事故発生時における報告）

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。